

下野市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 7 日  
告示第 139 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、下野市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に係る調査及び検討に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び啓発に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の実現のために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の 10 分の 4 未満とならないようにしなければならない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。